

第 56 回技能五輪全国大会における「家具」職種の Q&A

Q1： 支給材料について、箱部（天板・地板）の長さは正確な寸法ですか？（付け縁）
本数は足りていますか？（左右側板・仕切り板）は半分にして使用しますか？

A1： 箱部の天板・地板の長さ、付け縁の本数の表記が誤っていました。他の部材の誤表記とあわせ、修正したものを公表しましたので、確認してください。左右側板ならびに仕切り板は、いずれも二丁取りしてください。

Q2： 支給材料について、扉部（付け縁）幅は正確な寸法ですか？

A2： 扉部（付け縁）幅の表記が誤っていました。他の部材の誤表記とあわせ、修正したものを公表しましたので、確認してください。

Q3： 同企業、同学校による電動工具の貸し借りは可能ですか？ジョイントカッターなど。

A3： 電動工具については、同企業もしくは同学校による貸し借りを許可します。ただ工具については、同企業、同学校であっても、貸し借りはできません。

Q4： 箱部の板材（厚さ 21.5 mm）の 0.5 mmはどうのように納めれば良いですか？

A4： 箱部の板材について、厚さ寸法の表記が誤っていました。正しくは 21 mmです。他の部材の誤表記とあわせ、修正したものを公表しましたので、確認してください。

Q5： 扉部について、芯（裏）に貼る突き板は「左右」平行貼りで構いませんか？

A5： 木目を縦（高さ）方向に流した平行貼りとしてください。

Q6： 扉部について、芯（表）に化粧貼りする突き板の詳細寸法はありますか？選手の判断で貼りますか？

A6： 詳細寸法の指定はありませんが、課題図に準じたデザインにて化粧貼りを行ってください。

Q7： 引き出し部の D-D 断面について、前板は天板付け縁の下端から 100 mmですか？

A7： はい。天板付け縁の下端から 100 mmを指定しています。

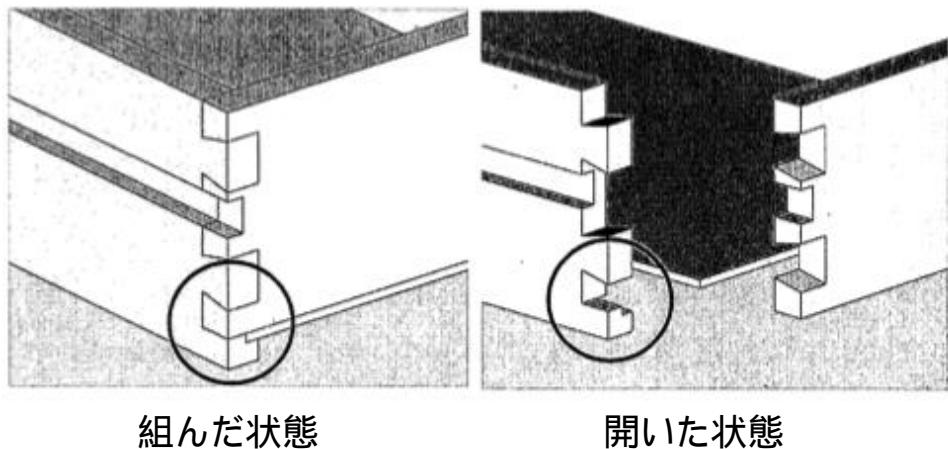
Q8： 脚部について、前後左右脚、前後つなぎ貫のテーパー部分は手加工のみですか？

A8： 部材一覧のとおり、前後左右脚はテーパー材にて支給しますが、三枚接ぎの接合部の仕口はすべて手加工してください。前後つなぎ貫のテーパーについては、支給材料を手加工してください。

- Q9 : 前日に配付される図面は脚部の原寸図も配付されるのでしょうか？原寸図が配付された場合は左右のつなぎ貫の位置も描かれているのでしょうか？
- A9 : 印刷した脚部原寸図を一部ずつ選手に配付します。また、配付される脚部原寸図には、左右つなぎ貫は描かれていません。
- Q10 : 競技当日には、脚部の原寸図は支給されますか？
- A10 : 印刷した脚部原寸図を一部ずつ選手に配付します。
- Q11: 使用可能工作用機械・電動工具一覧の中の④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨の加工方法が図面記載と異なるので、どのように行えば良いでしょうか？
- A11: 「使用可能工作用機械・電動工具一覧」の表記が誤っていました。修正したものを公表しておりますので、確認してください。
- Q12: 支給材料扉部の厚みが総寸 19 mmに対し扉部縁材の幅が 18.5 mmと記載されておりますが、どの様な貼り方が正解なのでしょうか？
- A12: 「支給材料一覧」の表記が誤っていました。修正したものを公表しておりますので、確認してください。
- Q13: 支給材料の箱部、天板・地板・側板・仕切板の厚みが 21.5 mm図面記載は 21 mmになっております。支給材料を削って厚み調整を行うようにするのでしょうか？
- A13: 「支給材料一覧」の表記が誤っていました。修正したものを公表しておりますので、確認してください。
- Q14: 支給材料突板貼りの裏面が平行貼りと記載されておりますが、木目は縦か横かどちらに流すのがよいのでしょうか？また材料は何を使用したらよいのでしょうか？
- A14: 木目を縦（高さ）方向に流した平行貼りとしてください。材種は、扉表面の化粧貼りとあわせ、支給された突板から木取りを行ってください。
- Q15: 支給材料天板・地板の長さ（寸法）が足りないので、どのような加工を行えばいいのでしょうか？
- A15: 「支給材料一覧」の表記が誤っていました。修正したものを公表しておりますので、確認してください。

- Q16: 脚部前後左右脚、前後のつなぎ貫の角度はあらかじめ、ある程度取られてから加工を行うのでしょうか？それとも角材のまま自分で角度を出して加工を行うのでしょうか？
- A16: 「支給材料一覧」にあるとおり、前後左右脚はテーパー加工された材料が支給されます。前後つなぎ貫はテーパー加工されていない材料が支給されます。
- Q17: 採点項目及び配点の中の作業時間採点 3 点は標準時間を超えた瞬間に 3 点がひかれてしまうのですか？
- A17: 標準時間を超えた場合は、5 分未満の超過は 0.5 点の減点、5～10 分未満の超過は 1.0 点、10～15 分未満の超過は 1.5 点、15～20 分未満の超過は 2.0 点、20～25 分未満の超過は 2.5 点、25～30 分の超過は 3.0 点を減点します。
- Q18: 引出し組み立て後のトリマーでの溝加工及び、箱部組み立て後の裏板をはめ込むためのトリマー加工は可能でしょうか？
- A18: 引出し部における吊り桟用の溝加工、ならびに箱部における裏板用の段欠き加工は組み立て後に行って構いません。つまり、本組直前の加工検査に部材を提出する際に、上記の溝加工（引出し部）と段欠き加工（箱部）が行われていなくても減点はありません。ただし、引出し部の底板用溝加工は、加工検査の採点項目となっています。
- Q19: 先日も質問させて頂きましたが、スライド丸のこを同企業、同学校内で貸し借りをしてもよろしいですか？
- A19: 同企業もしくは同学校による貸し借りを許可する電動工具は、電動ルータ、電動トリマ、電動ドライバー（インパクトドライバー）、ジョイントカッタ、電動サンダのみとします。スライド丸のこについては、「競技場設備基準（I）」にあるとおり、競技場内に 2 台の共用スライド丸のこを設置しますので、同機械を持参していない選手は、共用機械を使用してください。なお、電動ルータと電動トリマの貸し借り時には、競技委員が選手間の機械の受け渡しを仲介します。その際、ビットの深さ設定やストレートガイドの位置設定を使い回すことができないよう、競技委員が設定を戻す等の処置を行った上で、借り手の選手に引き渡します。

Q20: 引出し部の通し五枚蟻組み接ぎについて、底板との取り合いは下図で構いませんか？



A20: 図の納まりで構いません。

Q21: 支給材料のマグネットキャッチの品番には木ねじが付いていないと思います。また、余分に木ねじが支給されているわけでもないと思います。どのようになるか教えて頂けますか？

A21: マグネットキャッチの附属品として、必要な木ねじを支給します。

Q22: 箱部、左右側板の上端部及び地板の左右端部は肩付き片胴付追入れ接ぎによる接合であると考えております？その場合、男木側の段欠きに使用可能な工作機械・電動工具が提示されていません。当方といたしましては、この加工を昇降丸のこ盤を使用して行いと考えているのですが、可能でしょうか？

A22: 「使用可能工作用機械・電動工具一覧」の表示のとおり、当該箇所の加工に昇降丸のこ盤は使用できません。

Q23: 蝶番の TTS-103M は大きいようですが、注 1 で「表示規格と異なることがある」となっていますが、変更はありますか？

A23: 競技課題として、「支給材料一覧」にある蝶番（TTS-103M）に変更の予定はありません。ただし、競技用に納品された支給材料の蝶番に、万が一、不良があった場合には、急きょ別の蝶番に変更される場合があります。

- Q24: 公表されている、使用可能工作用機械・電動工具一覧の①に脚部材の切り回しは丸のこ盤やスライド丸のこを使用しても良いとありますが、脚部材の切り回しとは前後つなぎ貫の傾斜切り、木口の傾斜切り、前後左右脚の長さ決め（傾斜切り）及び、60 幅の角度切りにも機械を使って良いということでしょうか？
- A24: 上記のうち、前後つなぎ貫の傾斜切り、木口の傾斜切り、ならびに前後左右脚の60 幅の角度切り、については手加工を行ってください。前後左右脚の長さ決め（脚上下の傾斜切り）については、「使用可能工作用機械・電動工具一覧」の表記のとおり、横切り丸のこ盤、昇降丸のこ盤、スライド丸のこを、選手の判断で使用して構いません。ただし、横切り丸のこ盤もしくは昇降丸のこ盤を用いて「傾斜切り」を行う場合には、加工用治具を使用してください。
- Q25: 脚部における、左右つなぎ貫の蟻加工、前後つなぎ貫の傾斜の切り回しは、昇降丸のこ盤で治具を用いて使用可能でしょうか？
- A25: 当該箇所の加工に昇降丸のこ盤は使用できません。手加工を行ってください。
- Q26: 「蟻形相欠き接ぎ」とは、三面図に蟻の傾斜の線がありませんが、図の間違いででしょうか？
- A26: 課題三面図の表記が誤っていました。修正したものを公表しておりますので、確認してください。
- Q27: 部裏板、引き出し底板、吊り桟用ビスの数が 27 個になっていますが、その数だと引き出し底板用のビスは 1 個ということになります。また、図面で底板のビスの位置は右側に描かれていますが、その通りでよろしいですか？
- A27: 引出し底板にはビス「1 個」を取り付けてください。ビスの位置に関しては、B-B 断面の表現が誤っています。A-A 断面を参考にしてください。なお、競技課題の「注意事項および仕様」(3) に記載があるとおり、引出しのビスを含めた金具の取り付け位置は、選手の判断において最適と思われる位置にて工作を行ってください。
- Q28: 脚部の切り回しには工作機械または電動工具の使用が可能になっていますが、脚下及び前後つなぎ貫両端の斜めカットは切り回しとして機械や電動工具を使用してもいいですか？
- A28: 当該箇所の加工に昇降丸のこ盤等の工作用機械ならびに電動工具は使用できません。手加工を行ってください。

- Q29: 脚部の仕口加工、三枚接ぎの間を落とす加工は電動ドリルを使ってもよろしいでしょうか？電動ドリルが不可の場合、クリックボールでの穴開け作業は可能でしょうか？
- A29: 当該箇所の加工に電動ドリル（電動ドライバー・インパクトドライバー）は使用できません。手加工を行ってください。
- また、クリックボールや丸のみを用いた荒取りについては、今回「手加工」の範疇とみなします。